中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（案）」に対する意見

京都大学吉田懇談会有志

　平成26年10月24日、中央教育審議会高大接続特別部会において「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（案）」（以下「本答申案」という。）が示され、審議が行われた。本答申案は、大学入学者選抜の抜本的な改革を提案しており、本学における教育・研究の在り方に重大な影響を及ぼすことが予想される。そこで、我が国の高等教育及び学問・研究の充実・発展に責任を負う立場から、今後、大学入学者選抜改革の具体化を検討するに際して考慮すべき問題点等について指摘を行うこととしたい。

１．改革の基本的な考え方とその実現の在り方について

本答申案は、これからの我が国の教育が目指すべき基本的な方向性として、子どもたち一人ひとりが「それぞれの夢や目標の実現に向けて、自らの人生を切り拓き、他者と助け合いながら、幸せな暮らしを営んでいける力を育む」ために、「豊かな人間性」「健康・体力」「確かな学力」を総合した「生きる力」を育てること、そして、「確かな学力」を育むために、知識の暗記や再現に偏る傾向を改め、「基礎的な知識及び技能」「それらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の能力」「主体的に学習に取り組む態度」を総合的に育成することを掲げている。

このような改革の基本的な考え方は、知識基盤型社会における教育の在り方として、これまでも繰り返し確認されてきているところであり、また、そのような教育を実現するために、高等学校教育と大学教育の円滑な接続を図り、大学入学者選抜について必要な改革を行うことについて異論はない。高大接続特別部会が、これまで高等学校教育と大学教育の狭間にあって手付かずのままであった大学入学者選抜の問題について、一貫した教育理念に基づいて本格的な検討を加えようとした姿勢は評価されるべきである。

しかし、問題は、このような基本的な考え方を実現する具体的方策とその進め方にある。大学入学者選抜の在り方は、高等学校教育や大学教育のみならず、大学を目指す者の学習や生活に重大な影響を与えることになる。教育は、決して一朝一夕に成るものではなく、長い時間の積み重ねを通じて実現されていくものであることから、教育制度について安易な朝令暮改は許されず、予測可能性を十分に確保することが重要である。したがって、大学入学者選抜の改善を図るに際しては、改善の効果を実証的に予測し評価するとともに、その公正性と円滑な実現可能性について十分な検討を行うことが必要不可欠である。もし、そのような検討を怠れば、改革の結果、予想外の弊害を引き起こしたり、その実施に際して重大な支障・混乱を招いたりすることとなり、大学入学選抜に対する社会の信頼を損ない、教育という重要な社会基盤を揺るがす事態になりかねない。

このような観点から見た場合、本答申案は、次に示すような疑念を払拭し切れていないことから、今後より具体的な制度設計を行うに際して、慎重かつ緻密な検討を行うことを求めるものである。

２．「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」について

(1) 「高等学校基礎学力テスト（仮称）」と「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の位置づけ

本答申案は、現行の大学入試センター試験を廃止し、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」と「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の2種類の新テストを導入することを提案している。高等学校教育における質保証を図り、選抜性の低い大学における大学入学者選抜において最低限の学力を担保する必要性と、より選抜性の高い大学における大学入学者選抜において入学希望者が「確かな学力」を習得しているか否かを適切に評価する必要性を両立させるためには、それぞれの目的に相応しい複数の試験制度を設けることも、一つの合理的な制度設計であると考えられる。

しかし、複数のテストを設ける以上は、大学がこれらの新テストを利用し、また生徒等が受検するに際して混乱が生じないように、２つのテストの目的・内容等を明確にし、相互の関連を整理する必要がある。この点について、本答申案には、依然として次のような疑問が残されている。

①テストの対象となる科目について、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」では「国語総合」「数学Ⅰ」「コミュニケーション英語Ⅰ」などの高等学校の必履修科目が想定される一方で、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」では「合教科・科目型」「総合型」の出題が志向されており、必履修科目以外の科目の知識・技能を、いずれのテストにおいてどのように評価するのか。

②本答申案は、目的や出題範囲が異なる両テストの難易度について、高等学校から大学教育への学力の円滑な接続を図るため、できる限り連続的にすることが必要であると指摘しているが、より具体的な制度設計の段階において、両者の難易度をそのように整理して設定するのか、また実際の作題の段階において、それをどのようにして担保するのか。

　この２つの点について、適切に整理・調整がされた上で具体的な制度設計が行われない限り、２つの新テストにより、高等学校教育を通じて習得されるべき学力の全体を適切に評価することは困難であると言わざるを得ない。

(2) 「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の制度設計

　次に、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の在り方については、選抜性の高い大学の入学者選抜においても効果的に活用できるものにする必要がある。そのためには、その具体的制度設計に際して、次のような点について慎重に検討を行うことが必要である。

①本答申案は、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」において、当面「教科型」に加えて、「合教科・科目型」「総合型」の問題を組み合わせて出題するとしているが、試験科目をどのように編成し、どのような時間割で試験を実施するのか、また「教科型」の出題と「合教科・科目型」「総合型」の出題の比率をどのようにするのか、といったテストの骨格に当たる部分が全く明らかにされていない。「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」において、高等学校における必履修科目以外の科目に関する知識・技能及び思考力・判断力等の評価を行うのであれば、そのような評価を確実に行うことができるように、試験科目や実施時間割の編成、あるいは出題の比率を詰める必要がある。

②本答申案においては、「合教科・科目型」「総合型」の問題により、「思考力・判断力・表現力」を総合的に評価する方向性が強く打ち出されているが、その出題形式・内容等について具体的なイメージが示されていない。確かに、出題領域が科目の範囲内に限定されることにより、学力を総合的に評価できない状況については、できる限り改善するように努めるべきである。しかし、出題形式・内容等が安定せず、また評価の精度が十分に検証されていない段階で、出題の方針を大幅に変更することについては、慎重な対応を求めたい。

③本答申案は、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の回答方式について、「思考力・判断力・表現力」を評価するために、多肢選択方式だけではなく、記述式を導入することを提言している。他方、テストの複数回実施との関連では、CBT(Computer Based Test)方式の導入が提言されており、CBT方式においてどのような形で記述式試験を実施することが可能か、また、それによって「思考力・判断力・表現力」をどの程度評価することが可能なのか、その具体的な見通しが必ずしも明確ではない。最終的な結論・解だけではなく、その論証・解法において受検者の自由な発想や独自の論理展開を評価しうるような試験をCBT方式で実施できるのか、現段階では、甚だ疑問である。

さらに、CBT方式を実施するためには、各科目について多量の問題を作成し、その難易度を適正に評価した上で、蓄積しなければならないとされる。しかし、果たしてそれが現実に可能か、また、そのためにどの程度のコストが生じるかについて慎重に見極める必要がある。

なお、試験問題の再利用のために問題を非公開とする可能性があるが、そのような場合に試験の適正性・公正性が十分に担保されるかについても、慎重に検討を行う必要がある。

④本答申案は、「１点刻み」の客観性にとらわれた評価から脱するために、段階別表示による成績評価の提供を提案している。確かに、テストを複数回実施する場合には、テスト間で評価に不均衡が生じないようにするために、素点以外の評価方法を検討する必要が生じるであろう。しかし、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」が、大学入学者選抜における学力評価に関して主要な役割を果たすことを期待するのであれば、選抜性の高い大学の入学者選抜においても、入学希望者の学力を十分に識別し得る評価方法を採用する必要がある。そのためには、具体的な制度設計の段階において、心情論に流れることなく、現実の大学入学者選抜において機能し得る評価方法について、実証的な検討を行わなければならない。

⑤本答申案は、受検者の心理的負担の軽減等に配慮して、テストの複数回実施を提言している。しかし、④に示した条件を満たすような形で「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の具体的な制度設計をする場合には、多くの受検者が、より高い評価を得るために、テストの複数回受検を心理的に強いられる可能性がある。加えて、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」や英語等の資格・検定試験の受検をも求められることになると、今回の制度改革により、かえって受検者の負担が重くなりかねない。このような事態に陥らないように、十分な配慮が必要であるとともに、受検のために要する経済的負担が過重にならないように、財政的措置等についても検討を行わなければならない。

３．各大学の個別選抜について

　本答申案は、各大学の個別選抜について、入学者に求める能力及びその評価の基準・方法について明確にし、「確かな学力」として求められる力を的確に把握するために、多元的な評価尺度の活用を求めている。とりわけ、国内外で活躍できる次世代リーダー等の育成を目指す大学に対しては、知識・技能やそれらを活用する力のみならず、「主体性・多様性・協働性」や「思考力・判断力・表現力」を含む「確かな学力」を、高い水準で評価する個別選抜の推進を求めている。本学においても、より優れた多様な学生の確保に向けて、個別選抜の着実な改善に努める必要があることは言うまでもない。

しかし、本答申案が示唆する具体的な改善策については、次のような疑念を払拭し切れないことから、具体的な制度設計において、さらに慎重な検討を行う必要がある。

①大学入学者の学力を最低限担保するために、すべての大学の入学者選抜において、新テストの活用を含めて学力を確実に評価する方法を用いる必要性は認められる。しかし、他方で、大学進学率が高まる中、各大学の教育目標や果たすべき役割等は多様化してきており、また各学問分野の特性に対しても十分に配慮する必要があることから、各大学や学部・学科等（以下「各大学等」という。）が、その教育を受けるにふさわしい学生を適切に選抜するためには、各大学等が個別選抜の在り方について創意工夫を行う自律的な判断の余地を十分に認められなければならない。

したがって、多様な学生を確保するために、どのような形で多元的な評価方法を用いるかについても、その具体的な仕組みについては、各大学等の多様な創意工夫に委ねるのが適当である。本答申案は、国が大学入学者選抜実施要項を抜本的に見直し、一般入試、推薦入試、ＡＯ入試の区分を廃止することを求めているが、このことが、各大学が個別選抜において入学者選抜の区分を設けることを否定することに繋がってはならない。

②本答申案は、思考力・判断力・表現力を評価するための記述式・論述式の学力評価を個別に課すこともあってよいとしており、個別学力試験の実施を排除していないと解される。今後、新たに導入される「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」との役割分担を明確にし、個別選抜における学力試験を、より高度な思考力・判断力・表現力等を試すものに改善していく必要がある。

ただ、思考力・判断力・表現力を的確に評価するためには、多肢選択方式や語句等を答える簡単な記述式試験ではなく、本格的な記述式・論述式試験が適当であることは言うまでもない。また、知識・技能と思考力等の能力を峻別することは困難であるとともに、大学における学修において、高等学校までに学ぶ教科・科目に関する知識・技能を確実に習得していることが不可欠の前提となる場合がある。

この点に鑑みれば、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の具体的制度設計が明確ではなく、その評価精度について十分な検証が行われていない段階で、いたずらに個別選抜における学力試験の意義を軽視することは適当でない。不用意な制度の変更が、大学入学者の学力低下を招いた場合には、我が国の学問研究や科学技術の発展に深刻な影響をもたらすおそれがある。したがって、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の実施状況を検証しつつ、またアドミッション・ポリシーにおいて各大学が求める学力をより具体的に明確にした上で、個別選抜における学力試験については、各大学において特に求められる学力や、教科・科目に関する知識・技能の習得やその活用能力に止まらない学力を評価し得る試験に順次移行していくことが、現実的かつ多様性の理念に適合する制度改革の途であると考えられる。

③本答申案は、各大学の個別選抜において、面接、集団討論、小論文、調査書などの多元的評価の実施を求めているおり、多様な入学者を確保するために、個別選抜にこのような多元的評価を導入する必要性自体は理解できるところである。

しかし、第１に、本答申案も認めているように、その導入に際しては、初等中等教育関係者と大学関係者が協力して、新たな評価手法を研究開発する必要がある。面接や集団討論等については、企業等への就職活動においても、事前に受験技術的な指導が広く行われ、被検者の意見の内容が画一化したり、プレゼンテーション等のスキルへの偏重が見受けられたりするなどの問題点が指摘されているところである。したがって、現段階において、これらの手法に対する過大な評価は慎まなければならない。

第２に、各種大会等での活動や顕彰の記録あるいはボランティア活動などの社会貢献の実績を一律に重視することになれば、これらの活動への参加が大学進学のための手段となり、また受験指導等が介在することによって、これらの活動の在り方が変質し、その本来の趣旨を損なうことのないように十分に配慮する必要がある。また、留学経験など、高く評価される活動に参加するために経費を要する場合には、経済的格差が生じないように、財政的支援を行うことが求められる。

第３に、大学は公の支配に属する教育機関として、入学者選抜について説明責任を果たすことが求められており、とりわけ国立大学は、独立行政法人等情報公開法及び個人情報保護法により、高度の説明責任を課されている。本答申案が説くように、「年齢、性別、国籍、文化、障害の有無、地域の違い、家庭環境等の多様な背景を持つ一人ひとりが、高等学校までに積み上げてきた多様な力を、多様な方法で「公正」に評価し選抜するという意識」を醸成していくことは理解できる。しかし、現段階において、本答申案が理想とする「公正」な評価方法が確立し、社会的に受容されているわけではない。今後、このような多元的評価に対する社会的信頼を得ていくためには、入学後の学業成績や活動実績、あるいは卒業後の進路等との関連を検討し、評価基準・方法の妥当性を検証する必要がある。

さらに、多数の志願者が有する大学において、全志願者に対して一律にこのような多元的評価方法を実施することは、人的にも時間的にも多大な困難が伴うことから、その早急な導入を求めることは、実現可能性を欠いていると言わざるを得ない。

４．改革のスケジュールについて

以上に述べたように、本答申案が示す基本的な考え方に基づいて、大学入学者選抜の在り方を改革するためには、その具体的方策について、さらに慎重に検討を行うべき点が多々存在している。また、その実現に際しては、試行と検証を着実に積み重ねていく必要があるとともに、大学入学希望者の予見可能性を十分に確保し、大学入学者選抜の制度的安定性を害さないようにする必要も認められる。

したがって、大学入学者選抜の改革を進めるスケジュールについては、時間的に無理のないように設定する必要があるとともに、現段階で新テストの制度設計等について具体的イメージが固まっていない以上、今後の動向により臨機応変な対応を可能とする可塑性を認めるのが適当である。